

令和2年度山形地方最低賃金審議会  
第4回 山形県自動車整備業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	令和2年10月20日（火）		
	自 午前10時00分		
	至 午前11時05分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 2 名	定員 3 名
	労働者を代表する委員	出席 3 名	定員 3 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定員 3 名
主 要 議 題	（1）山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について		
議 事 要 旨	<p>（1）山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局から、全国の特定最賃の改定決定状況について説明した。</li> <li>・ 労使双方の歩み寄りにより、全会一致で引上げ額3円（時間額865円、引上げ率0.35%）と決定し、部会報告を本審に提出することとされた。</li> <li>・ なお、部会報告書について、本年4月1日からの改正道路運送車両法の施行に伴い、「適用する使用者」中の「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「適用する労働者」中の「自動車分解整備の業務」を「自動車特定整備の業務」に改めたものを提出することとされた。</li> </ul>		